

様式 3

令和 6 年 10 月 25 日

奈良県知事 山下 真 殿

主たる事務所の所在地 〒630-8045
奈良県奈良市六条緑町三丁目 8 番 48 号
医療法人名 医療法人和田内科外科医院
理事長名 和田 隆昭
(連絡先 TEL 0742-41-2000)

決 算 届

令和 5 年度（令和 5 年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日まで）の決算を終了しましたので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。



[添付書類]

1. 事業報告書 様式 1
2. 財産目録 様式 2
3. 貸借対照表

① 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人

ア 改正法の施行日以後に設立された医療法人（ただし、改正法の施行日以後に設立の申請を行った医療法人に限る。）又は改正法の施行日以前に設立された医療法人で、施行日以降に法第 44 条第 4 項の規定にかかる定款又は寄附行為の変更につき法第 50 条第 1 項の認可を受けた医療法人（以下「新法の医療法人」という。） 様式 3-1

イ 改正法附則第 10 条第 2 項の規定により、改正法による改正前の法第 56 条の規定が、当分の間、なおその効力を有することとされた医療法人（以下「経過措置型医療法人」という。） 様式 3-2

② 診療所のみを開設する医療法人

ア 新法の医療法人 様式 3-3

イ 経過措置型医療法人 様式 3-4

4. 損益計算書

① 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人 様式 4-1

② 診療所のみを開設する医療法人 様式 4-2

5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書 様式 5

6. 監事の監査報告書 様式 6

※1 上記 1～6 の様式は、医療法人における事業報告書等の様式について（平成 19 年 3 月 30 日医政指発第 0330003 号）による。

※2 社会医療法人債を発行した医療法人（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。）の財産目録、貸借対照表及び損益計算書の様式については※1にかかわらず、社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成 19 年厚生労働省令第 38 号）の様式第一号、様式第二号及び様式第三号を使用すること。

※3 法第 51 条第 2 項の医療法人の財産目録、貸借対照表及び損益計算書の様式については※1にかかわらず、財産目録については、医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針（平成 28 年 4 月 20 日医政発 0420 第 5 号）の様式第三号、貸借対照表及び損益計算書については、医療法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 95 号）の様式第一号及び第二号を使用すること。

※4 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第33条の2の12第1項第1号に掲げる方法により法第52条第1項の届出を行う場合には、公認会計士等の監査報告書を除き、医療機関等情報支援システム（G-MIS）からダウンロードした様式を使用すること。

A. 社会医療法人の場合、次の書類を添付してください。

7. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

B. 社会医療法人債を発行した医療法人の場合、次の書類を添付してください。（ただし、10及び11は社会医療法人に限る。）

8. 純資産変動計算書

9. キャッシュ・フロー計算書

10. 附属明細表

11. 公認会計士又は監査法人の監査報告書

12. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

- （注）1. 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足ります。
2. 提出は毎会計年度終了後3月以内となっています。
3. 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和39年政令第29号）別表の資産の総額）の変更の登記が必要です。

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 和田内科外科医院

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人

☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 奈良県奈良市六条緑町三丁目8番48号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成10年8月26日

(4) 設立登記年月日 平成10年9月 4日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	和田 隆明	管理者
理 事	和田 裕美	
同	加藤 まどか	
監 事	和田 隆司	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 和田 内科外科医院	2910102751	奈良県奈良市六条緑町 三丁目8番48号	病床 0床

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】
書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年 9月21日 令和4年度決算の決定

令和 6年 6月21日 令和 6年度の事業計画及び収支予算の決定

〃 令和 6年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 2

法人名 医療法人 和田内科外科医院
所在地 奈良県奈良市六条緑町三丁目 8 番 4 8 号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 6 年 7 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	81,410 千円
2. 負 債 額	3,831 千円
3. 純 資 産 額	77,579 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	53,532 ✓
B 固 定 資 産	27,878 ✓
C 資 産 合 計 (A + B)	81,410 ✓
D 負 債 合 計	3,831 ✓
E 純 資 産 (C - D)	77,579 ✓

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 和田内科外科医院
所在地 奈良県奈良市六条緑町三丁目 8 番 4 8 号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 7 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	53,532	I 流 動 負 債	3,831
II 固 定 資 産	27,878	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	4,652	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	150	負 債 合 計	3,831
3 そ の 他 の 資 産	23,076	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 出 資 金	18,000
		II 積 立 金	59,579
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	77,579
資 産 合 計	81,410	負 債 ・ 純 資 産 合 計	81,410

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 和田内科外科医院
所在地 奈良県奈良市六条緑町三丁目 8 番 4 8 号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 5 年 8 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	105,257
2 事業費用	100,981
本来業務事業損失 <u>利益</u>	4,276 ✓
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益 <u>利益</u>	4,276 ✓
事業 <u>損失</u>	
II 事業外収益	36
III 事業外費用	0
経常 <u>利益</u>	4,312 ✓
損失	
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純 <u>利益</u>	4,312 ✓
損失	
法人税等	182
当期純 <u>利益</u>	4,130 ✓
損失	

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 和田内科外科医院
所在地 奈良県奈良市六条緑町三丁目8番48号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書（該当なし）

（１）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

（２）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	和田隆昭	医師	当法人理事長、 不動産の賃借	賃借料の支払い (注) 1	3,060		

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 和田内科外科医院

理事長 和田 隆昭 殿

私（注１）は、医療法人 和田内科外科医院の令和５会計年度（令和５年８月１日から令和６年７月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- （１）事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- （２）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- （３）計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- （４）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和６年 ９月２５日

医療法人 和田内科外科医院

監事 和田 隆司

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。